

ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)使用廃止届出書

静岡県知事 様

令和 ○年 4月 10日

〒○○○-○○○○
フリガナ シスオカシ
住所 静岡市○○区△△▲-▲

届出者 フリガナ ○○フーズ カブシキカイシャ
氏名 ○○フーズ株式会社
代表取締役社長 西部 太郎

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名〕

ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)の使用を廃止したので、

〔大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)
静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条(第30条において準用する場合を含む。)]

の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	フリガナ	4	5	6	7	8	9
工場又は事業場の名称	フリガナ	※整理番号	※受理年月日	※施設番号	※備考		
工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の名称						
施設の種別	工場又は事業場の所在地						
施設の設置場所	施設の種別						
使用廃止の年月日	施設の設置場所						
使用廃止の理由	使用廃止の年月日						
	使用廃止の理由						

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

記載上の注意事項(様式第5)

- ①何を廃止する届出書かわかるようにしてありますか？
→該当しない字句は＝で消して届出の主旨を明らかにします。
- ②届出日を記入してありますか？
→市町に提出し、受理された日＝受付印の日付とします。
- ③届出者は適格者ですか？ 法人の場合住所は本社の場所を示していますか？
→以前の届出がある場合、それらに変更がないことをご確認願います。
→変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
→代理人（工場長等）が届出する場合、委任状の添付がありますか？
→委任状は写しでかまいませんが、届出書3部にそれぞれ添付してください。
- ④工場・事業場の名称が正しく書かれていますか？
→以前の届出がある場合、名称に変更がないことをご確認願います。
→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
(合併等による場合は氏名等変更届ではなく承継届を提出する場合があります)
- ⑤工場・事業場の所在地が正しく書かれていますか？
→以前の届出がある場合、所在地に変更がないことをご確認願います。
→上記に変更があった場合は別途氏名等変更届を提出する必要があります。
(地番の表示を住居表示に改めた場合も含めて)
- ⑥ばい煙発生施設の種類を正しく記入していますか？
→法施行令別表第1及び条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。
→例 ○：「1. ボイラー」 ×：「吸収式冷温水発生器」
→項番号の異なる施設（＝種類の異なる施設）を一つの届出にすることはできません。
→大防法「5. 金属溶解炉」と県条例「2. アルミ溶解炉」の両方に該当する施設は例外です。
項番号と施設名を併記してください。該当法令を示すところも併記となります
- ⑦施設の設置場所を図面で示していますか？
→本欄には別図参照と記入してください。
→図面は当該施設の設置届出書あるいは変更届出書から転載します。
- ⑧廃止年月日から30日以内に届出されていますか？
- ⑨廃止理由が書かれていますか？
→簡易な記載でかまいません。
- ⑩廃止届出書用の別紙を3部とも添付していますか？
→廃止される施設の識別のため必ず添付が必要です。

1 ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)の構造及び処理の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1 ボイラー			
名称及び型式		(株) S社製 B-1000M			
設置年月日		平成3年8月20日		年 月 日	
規 模	伝熱面積 (m ²)	9.85	}	2	
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)	69.1			
	原料の処理能力 (t/h)				
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)				
	変圧器の定格容量 (KVA)				
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)				
	焼却能力 (kg/h)				
	乾燥施設の容量 (m ³)				
	電流容量 (KA)				
	ポンプの能力 (KW)				
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)				
	一般粉じん・ 特定粉じん	原料の処理能力 (t/日)			
	面積 (m ²)				
	ベルト幅 (cm) 又はバケット内容量 (m ³)				
原動機の定格出力 (kW)					
ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号	No.1 煙突		}	3	
排出口の実高さ及び内径 H o × D (m)	8.0 × 0.65 φ				
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称					

備考 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1、別表第2及び別表第2の2の中欄に掲げる施設であつて同表下欄に該当するもの並びに静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1及び別表第3の中欄に掲げる施設であつて右欄に該当するものを記載すること。

記載上の注意事項(別紙)

- ① 設置該当しない字句は＝で消してどの種類の施設の廃止届かを明記してください。
- ② 直近の当該施設に係る届出（設置届出書、使用届出書あるいは変更届出書）の記載事項を転記してください。設置年月日は当該施設の設置届出書で着手予定年月日とした日付を記載してください。
- ③ ばい煙処理施設（排出口も含む）をばい煙発生施設と共に廃止した場合は、本欄に必ず記載してください。